

北空知地域医療介護連携支援センター

ホームページ掲載用 社会資源・インフォーマルサービス情報

事業 サービス名称	成年後見制度利用支援事業
事業 サービス内容	沼田町に居住する判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の保護を図るため、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、町長が行う審判の請求その他の支援 ・ 審判請求 ・ 審判請求に要する費用の負担 ・ 成年後見人、保佐人及び補助人の報酬に係る費用の助成。ただし、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたときに限る。 ※助成額についてはお問い合わせください
対象者 要件 負担金 手続き方法 等	対象： 高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であつて、沼田町に住所を有する者とする。 介護保険法第13条第1項及び第2項に基づき沼田町が介護保険の保険者である者、老人福祉法第11条に基づき沼田町が養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームへ入所措置を採っている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に基づき沼田町が支給決定している者は、沼田町以外に住所を有していても支援事業の対象者とする。 介護保険法第13条第1項及び第2項に基づき沼田町以外の市町村が介護保険の保険者である者、老人福祉法第11条に基づき他市町村が養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームへ入所措置を採っている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に基づき他市町村が支給決定している者は、沼田町に住所を有していても支援事業の対象者から除外する。 手続き：保健福祉課までお問い合わせください。
その他	
問合せ 申込み先	お問い合わせ先～役場保健福祉課福祉グループ TEL：35－2120
情報掲載ウェブ ページ URL	